

平成21年1月

入札参加業者 各位

総務部 契約課

入札・契約制度の変更について（お知らせ）

平成21年3月1日からの郵便入札の変更点について

平成21年3月1日以降に郵便入札にて執行する案件から、以下のとおり内容を変更します。

1．郵送方法の変更

平成21年3月1日に配達記録郵便が廃止されることに伴い、郵送方法を「一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法」を「一般書留又は簡易書留のいずれかの方法」に変更します。

なお、同日に新設される特定記録郵便は、配達の記録（受領印の押印又は署名）は行われませんので、上記の郵便方法には該当いたしません。

2．入札辞退の期日の変更

入札書等郵送前の辞退については、これまで「開札の前まで」としていましたが、これを「配達指定日まで」に変更します。

3．再抽選の追加

最低制限価格での抽選により決定した業者が、契約締結できなくなった場合、抽選を行った他の業者で再度抽選を行い業者決定するものとします。

## 平成 21 年 4 月 1 日からの業者選定等の変更点について

平成 21 年度から、「解体（除却）のみ工事」の通常型指名競争入札の業者選定については、「土木一式又は建築一式で等級格付け（第一希望業種）されており、かつ、とび・土工・コンクリートの業の許可と経審点を持っている業者」の中から業者を選定いたします。

また、「解体（除却）のみ工事」の公募型指名競争入札の業者指名については、「土木一式又は建築一式で等級格付け（第一希望業種及び第二希望業種）されており、かつ、とび・土工・コンクリートの業の許可と経審点を持っている業者」を指名いたします。

なお、土木一式と建築一式では各等級に対する設計金額に違いがあるため、発注工事種別（土木一式か建築一式）に対応する業種で入札方法（通常型指名競争入札か公募型指名競争入札）を決め、他の業種をその入札方法に合わせる方法といたします。

## 平成 22・23 年度 入札参加資格審査申請書の受付け時の変更点について

建設工事の入札参加資格審査申請書の受付け時には、提出書類の 1 つとして業者カードの提出を義務付けております。

次回（平成 22・23 年度）の受付けから、業者カードの中の第一希望業種・第二希望業種の記入に当たっての注意書き、『ただし、「建築と電気」、「建築と管」、「土木と舗装」、「土木と造園」、「電気と管」の組み合わせの希望はできません。』を、公平性・公正性・競争性の観点から廃止し、第一希望と第二希望の組み合わせの制約はいたしません。ただし、入札の参加については一定の基準を設ける予定ですので、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。